

火災にあわれた方へのお知らせ

泉大津市危機管理課

電話:0725-33-1131

火災にあわれた皆様には心からお見舞い申し上げます。
火災によって被害にあわれた場合には、次のような制度がありますのでお知らせします。
制度の利用については、まず、電話にてそれぞれの窓口にご相談ください。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

項目	内容	担当窓口
り災証明書の発行	○火災に関する「り災証明書」の発行 ◆発行時間…平日の午前9時から午後5時30分	泉大津市消防署 調査係 電話:0725-33-4483
公営住宅の相談 (市・府営住宅)	○大阪府営住宅特定入居の斡旋ができる場合があります。 (入居要件があります。火元、持家の方は不可) ○市営住宅(一時避難住宅として)の使用ができます場合があります。 (1ヵ月程度)	建築住宅課 住宅政策係
火災後の家財処理	<p>*搬入禁止物は市では処理できません。解体業者等にご相談ください。</p> <p>【民間の処理施設へ搬入する場合】 建設・解体業者が建物の解体処理と合わせて、家財道具などを搬入する場合 ⇒建設業者又は解体業者にお問い合わせください。</p> <p>【泉北環境整備施設組合に搬入する場合】 ○搬入可能物…柱(12cm角、長さ1m以内)、家具類、畳、カーペット(1m以内)、衣類関係、電化製品 ○搬入禁止物…<u>建築構造物</u> 瓦、がれき、壁土、鉄骨、トタン、土砂、ブロック、タイルなど <u>危険物及び処理困難物</u> ボンベ、バッテリー、オートバイ、タイヤ、ピアノ、浴槽、電気温水器、太陽熱ヒーター、金庫、陶器製便器、その他処理施設に支障をきたすと判断されるもの。</p> <p>○一般廃棄物(市が通常ごみとして収集しているもの)のみ収集します。</p> <p>○家の中からは、持ち出しいたしません。</p> <p>○可燃物ごみと不燃物ごみに分別してください。</p> <p>○収集当日は立会いが必要となります。</p> <p>○搬入車両は原則として、2トン車以下で1日2台以内</p> <p>○搬入時間は土曜、日曜日及び祝日を除く午前10時～11時30分、午後1時～4時まで。</p> <p>○処分手数料が減免される場合があります。(泉北環境整備施設組合)</p>	環境課 クリーン推進係

	<p>に搬入する場合で、下記に該当する方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅及び個人が所有する動産に限る ・必要書類…印かん、り災証明書、「ごみ処分手数料減免申請書」及び「廃棄物搬入許可申請書兼許可書」（共に環境課窓口で配布） 	
水道の使用中止 上下水道料金の減免	<p>○水道を使わない、もしくは使えない場合は、電話にて閉栓の届出をしてください。</p> <p>○火災時の上下水道料金が減免となる場合があります。</p> <p>◆必要書類…印かん、り災証明書（コピー可）</p>	水道課 サービス係
住民票等の発行について	<p>○住民票等の発行時に、り災して本人確認書類がない場合は、り災証明書で証明書を発行します。</p> <p>○その他、市民課に関係することがあればご相談ください。</p>	市民課 窓口係
国民健康保険の相談	<p>○損害の程度により、保険料や医療費の一部負担金の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要書類…印かん、り災証明書（コピー可）、減免申請書（保険年金課窓口で配布）</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆印かん、運転免許証等本人と確認できるもの</p>	保険年金課
国民年金の相談	<p>○損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要書類…年金手帳または本人確認できるもの、印かん、り災証明書（コピー可）</p> <p>○年金手帳の再交付</p> <p>◆印かん、運転免許証等本人と確認できるもの</p>	保険年金課 国民年金係
後期高齢者医療の相談	<p>○損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要書類…印かん、り災証明書（コピー可）、減免申請書（保険年金課窓口で配布）</p> <p>○医療証の再交付</p> <p>◆印かん、運転免許証等本人と確認できるもの</p>	保険年金課 後期高齢者医療係
介護保険の相談	<p>○損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要書類…印かん、り災証明書（コピー可）、減免申請書（高齢介護課窓口で配布）</p> <p>○保険証の再交付</p> <p>◆印かん、運転免許証等本人と確認できるもの</p>	高齢介護課 給付保険料係
市・府民税の相談	<p>○損害の程度により、市・府民税の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要書類…印かん、り災証明書（コピー可）、損害の程度（金額）のわかる書類、減免申請書（税務課窓口で配布）</p> <p>◆注意事項…納期限までに申請が必要</p>	税務課 市民税係

固定資産税の相談	<p>○損害の程度により、り災した家屋の固定資産税と都市計画税の減免が受けられる場合があります。</p> <p>◆必要書類…印かん、り災証明書（コピー可）、減免申請書（税務課窓口で配布）</p> <p>◆注意事項…納期限までに申請が必要</p>	税務課 固定資産税係
軽自動車税	<p>○火災により焼失した軽自動車・原動機付自転車等がある場合は、廃車（登録抹消）の手続きを行うと次年度以降の軽自動車税が課税されません。なお、軽自動車の廃車は軽自動車検査協会が申告先になります。</p>	税務課 市民税係
保育料の相談	<p>○公立・民間保育所等（他市委託も含む）に入所している時、保育料の減免を受けられる場合があります。</p> <p>◆必要書類…印かん、り災証明書（コピー可）、申込書（こども育成課窓口で配布）</p>	こども育成課
大阪府生活福祉資金 （福祉資金福祉費）	<p>○災害を受けたことにより自立のため臨時に必要となる経費の貸し付けがあります。</p> <p>◆貸付限度額…150万円以内</p> <p>◆据置期間……6ヵ月以内</p> <p>◆償還期間……7年以内（84回以内）</p> <p>◆必要書類……官公署が発行する「り災証明書」、購入する日常家財道具などの経費がわかる見積書、購入品目カタログ・パンフレット、転宅先となる賃貸物件の見積書など</p> <p>◆連帯保証人…原則1名必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人が設定できる場合は無利子 ・連帯保証人が設定できない場合は有利子（年1.5%） <p>※貸付制度であり、所得制限などの対象条件や審査がありますので、まずにご相談ください</p>	社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会 電話:0725-23-1393
日本赤十字社泉大津市地区 災害見舞品	<p>○災害（大規模災害を除く）に見舞われた場合、災害の程度と世帯状況に合わせて、毛布と日用品を配布します。</p> <p>◆災害適用範囲…全焼、全壊、流失、半焼、半壊・床下浸水（消火に伴う水害含む）</p> <p>◆毛布……………1人1枚</p> <p>◆日用品セット……2人世帯まで 1セット 3人～4人世帯 2セット 5人以上世帯 3セット</p> <p>◆セット内容…タオル、洗剤、絆創膏、石けん、洗濯ロープ、スプーン・フォーク他20点</p> <p>※セットの中には市販品でないもの（少量）があります。</p>	日本赤十字社泉大津市地区 （社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会内） 電話:0725-23-1393